

○公害等調整委員会公示第一号

亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉾区禁止地域指定請求

鉾区禁止地域の指定の請求があつたから、鉾業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十二条第二項及び鉾業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十年五月二日

公害等調整委員会委員長 大内 捷司

一 請求者名 三重県知事

二 地域の所在地 三重県亀山市安坂山町、同市小川町、同市小野町、同市白木町、同市両尾町、同市加太板屋、同市加太市場、同市加太梶ヶ坂、同市加太北在家、同市加太神武、同市加太中在家、同市加太向井、同市関ヶ丘、同市関町泉ヶ丘、同市関町市瀬、同市関町越川、同市関町小野、同市関町金場、同市関町久我、同市関町沓掛、同市関町木崎、同市関町坂下、同市関町白木一色、同市関町新所、同市関町萩原、同市関町福德、同市関町富士ハイツ、同市関町古厩及び同市関町鷺山地形内

三 鉾物の名称 鉾業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三条に規定する鉾物全部

四 地域の境界の表示 第二項記載の地内の次表に記載する各境界点第一号から第一二号までを番号順に結ぶ線及び同表に記載する境界点第一二号と第一号とを結ぶ線

境界点の 番号	位置		境界点の接続方法	備考
	X座標 (メートル)	Y座標 (メートル)		
1	一一〇、四四〇	四〇、五九八	直線	表示の座標は、 測量法（昭和二 四年法律第一八 八号）に基づく 平面直角座標系 による。
2	一一二、四〇七	三七、五六〇	直線	
3	一二五、五七〇	三五、七〇七	直線	
4	一二五、五七〇	三五、六九四	直線	
5	一二七、二八九	三七、一七一	直線	
6	一二八、一〇二	三七、二七六	直線	
7	一二八、四二九	三六、六三七	直線	
8	一二八、五二九	三六、一七〇	直線	
9	一二九、一一一	三六、〇七四	三重県亀山市と同 津市の境界線	
10	一三二、三四二	二八、五五四	三重県亀山市と同 伊賀市の境界線	
11	一二五、三二〇	二五、九三六	三重県亀山市と滋 賀県甲賀市の境界 線	
12	一一六、二四六	三六、一〇〇	三重県亀山市と同 県鈴鹿市の境界線	

五 地域図 次のとおり

六 地域の面積 一一、五六〇・四二ヘクタール

七 請求の理由の要旨

- 請求地域は、三重県亀山市の西部に位置する鈴鹿山脈及び布引山地の森林地域並びに亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を含むその周辺地域である。
- 請求地域のうち、森林地域は、鈴鹿川水系及び中ノ川水系の最上流域地域で、そのほぼ全域が亀山市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域及び砂防法（明治三〇年法律第二九号）に基づく砂防指定地に指定されているほか、多くが森林法（昭和二六年法律第二四九号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されており、水源のかん養、国土の

保全等を図る上で重要な地域である。

また、国指定天然記念物で絶滅危惧種であるネコギギなど、貴重な稀少野生動植物の生息・生育の場が存在する。

さらに、鈴鹿国定公園区域の一部、坂本棚田、鈴鹿峠の峠道、石水溪、羽黒山等多くの景勝地が含まれるほか、その山並みは、優れた景観を形成している。

3 旧東海道宿場町の姿を今に色濃く残し、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている関宿の町並み及びその周辺地域は、その貴重な歴史的、文化的景観を未来に継承すべき地域である。

4 請求地域の地形及び地質は、その東縁に一志断層が存在し、主に新生代第四紀以降にその西側が隆起して鈴鹿山脈が形成されたと考えられており、相対的に鉱物の存在の可能性が高い花崗岩類の基盤地質となっている。

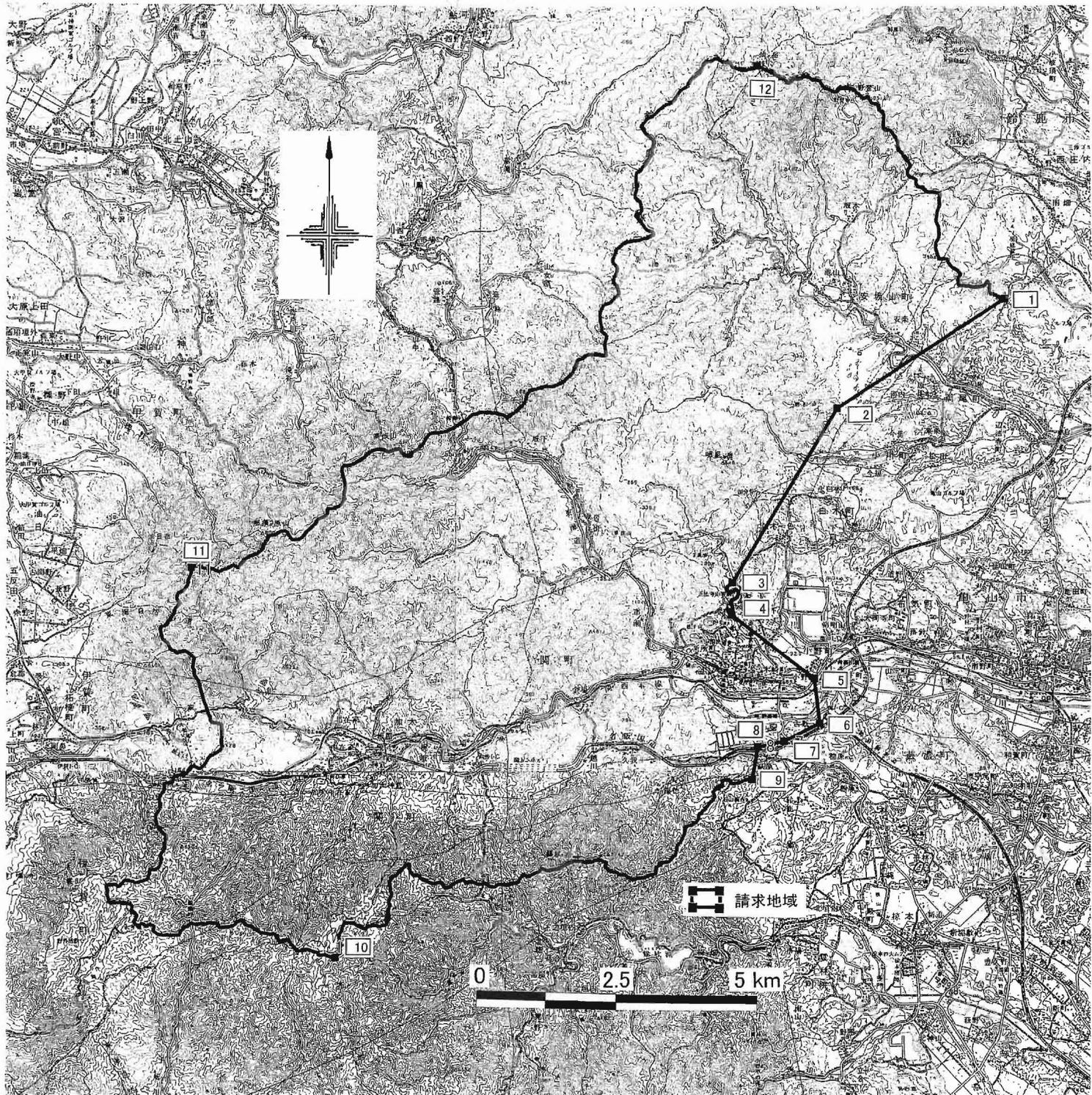
5 請求地域において鉱物の掘採が行われるならば、水源の確保に支障を生じ、土砂流出災害の発生のおそれが増大し、貴重な自然的、歴史的及び文化的景観が破壊され、また、稀少野生動植物の生息・生育の場が失われるおそれがあるため、鉱区禁止地域の指定を請求するものである。

八 審問の申出等

1 本件に関し、審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関し権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人）は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第八条の規定により、その氏名、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及びその理由を記載した文書を平成二〇年六月三〇日までに東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出された。

審問についての詳細は、追って本人に通知する。

2 公聴会については、追って官報に公示する。



請求地域

0 2.5 5 km